

東ソー南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成18年4月17日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、東ソー南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画環境影響評価準備書について、東ソー(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：山口県周南市開成町4560番地
- ・原動力の種類：汽力
- ・出 力：22万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成15年 8月29日
住民等意見の概要受理	平成15年10月31日
知 事 意 見 受 理	平成16年 1月23日(山口県)
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成16年 2月19日
環境影響評価準備書受理	平成17年 7月20日
住民等意見の概要受理	平成17年 9月16日
知 事 意 見 受 理	平成17年12月28日(山口県)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年 4月17日

問合せ先：電力安全課 高取、金子
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【東ソー南陽事業所第2発電所第6号発電設備に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

本事業は、東ソー株式会社南陽事業所（以下、「本事業所」という）及びコンビナート内の関連会社の新増設設備に供給する電力及び蒸気を確保するための計画であり、石炭火力としては現時点における最高レベルの発電効率を有する設備を採用するとともに、蒸気を併給することにより総合熱効率の向上を図り、エネルギー原単位の低減を図る社団法人日本化学工業協会の自主行動計画との整合が図られるよう対応するとされている。

しかしながら、他の化石燃料に比べて二酸化炭素排出原単位の大きい石炭を燃料としていることから、以下の措置を講ずることにより、二酸化炭素排出量をできる限り低減すること。また、これらの内容を評価書に記載すること。

- (1) 第6号発電設備について、できる限り二酸化炭素排出原単位の小さい石炭種を採用するとともに、再生可能エネルギーである木質バイオマスの混焼を積極的に導入すること。また、予定されている計画に従って蒸気の有効利用を行い、総合熱効率を高く維持すること。
- (2) 本事業所全体としてエネルギー効率の高い設備への更新、廃熱の有効利用の拡大等を進めること、第6号発電設備からの電力及び蒸気の供給は本事業所及びコンビナート内の関連会社の新増設設備に必要なもの及び既設発電設備停止等に伴うものについて行われるものであること、本事業所から近隣事業所への電力及び蒸気の供給については現在の供給計画を踏まえた適切なものとする等、本事業において行うこととされている二酸化炭素排出量の低減を図るための措置を明示するとともに、これらに従って電力及び蒸気の供給を実施するなど、発電設備の維持及び運用に当たって、京都議定書目標達成計画の産業部門や電力分野における対策との整合を確保すること。
- (3) 二酸化炭素排出量等の予測に不確実性があること、また、電力及び蒸気の適切な供給が二酸化炭素排出量の低減に重要であることから、本事業所からの電力及び蒸気の供給先、二酸化炭素排出量等に係る事後調査を実施すること。
- (4) 本事業所全体として、省エネルギー対策等について更に検討を加え、一層のエネルギー原単位の改善及び二酸化炭素排出量の低減に努めること。

2．大気汚染物質

対象事業実施区域周辺は、浮遊粒子状物質に係る環境基準が達成されていない地点があり、このような地域において行われる本事業については、浮遊粒子状物質の原因物質であるばいじん、窒素酸化物等の排出負荷をできる限り低減する必要がある。

このため、排煙脱硝装置及び電気集じん機について、処理効率を更に向上させるとともに施設稼働後における維持管理を徹底することにより、施設の稼働に伴い排出されるばいじん、窒素酸化物等の排出濃度をより一層低減すること。また、その内容を評価書に記載すること。